

よくあるご質問（国民健康保険料減免申請について）

- 問 これから申告をします。申告前に、見込額により減免申請できますか？
- 答 できません。先に税の申告をして下さい。減免申請には、令和3年と令和4年の確定申告書（写）が必要です。確定申告書(写)に税務署収受押印、または電子申告の場合は、受信メール通知(写)も添えて下さい。
- 問 個人事業所の添付書類の確定申告書(写)ですが、必要な箇所を教えてください。
- 答 確定申告書(写)の第一表、第二表をお願いします。また、国・都道府県からの給付金受給者の方で、第二表に受給金額の内訳が無い方は、青色申告決算書(月別売上の記載ページ)の(写) もお願いします。
- 問 事業収入と不動産収入があるが、合算しますか？
- 答 合算しません。いずれか減少率が大きい方で申請をお願いします。
- 問 昨年の収入は給与のみ、今年は事業収入のみとなっています。減免申請できますか？
- 答 できません。昨年と今年と同じ収入で比較します。
- 問 事業主が、従業員組合員の分も一緒に申請できますか？
- 答 可能です。(なるべく、取りまとめたの提出をお願い致します。)ただし、各従業員の申請書と証拠書類は必要です。
- 問 自分の給与は減少していないが、会社の事業収入（売上げ）は減少している。会社の事業収入の10分の3以上の減少を以て減免申請できますか？
- 答 できません。減免要件の対象は、会社ではなく、組合員の収入の減少によります。
- 問 事業収入等実績表（様式302）にある「補填額」に、行政から給付された特別定額給付金、休業手当、持続化給付金等は該当しますか？
- 答 該当しません。保険金や損害賠償等により補填されたものが該当します。

総合事務所または組合本部業務課までお問い合わせ下さい。

銀座総合事務所 TEL03-3542-0161

池袋総合事務所 TEL03-3984-6701

恵比寿総合事務所 TEL03-5458-1631

立川総合事務所 TEL042-524-7020

新宿総合事務所 TEL03-3363-3791

組合本部業務課 TEL03-3404-0123